



制裁プログラムについての声明文

フランクリン・リソーシズ・インクは、米国カリフォルニア州サンマテオに本拠を置く持株会社であり、その子会社とともにフランクリン・テンプルトン（以下、「FT」という）として事業展開しています。米国における FT 傘下企業は、米国証券取引委員会を含む、各規制機関による規制の対象です。なお、米国外の FT の傘下企業も、現地規制当局の監督下にあります。

世界を舞台に活躍する投資運用組織として、FT は事業を展開する各法域の経済制裁に関する法令の完全な遵守に取り組んでいます。これには、米国財務省外国資産管理室（OFAC）、国連安全保障理事会、英国、欧州連合加盟国、カナダ、マレーシア、シンガポール、香港の各政府、および外国の法域における FT の事業活動に適用される、現地で課されるその他の制裁プログラムによって管理および施行される経済制裁に関する法律（以下、総称して「制裁プログラム」という）が含まれます。

また、全社的な制裁プログラムへの対応方針を策定し、世界各国の制裁プログラムへ対応するグローバル責任者を任命しています。この方針は、制裁プログラムの遵守を目的としており、所在地を問わず、現地の法律によって認められている範囲において FT およびその従業員に適用されます。これには、制裁対象となる個人、団体、国、地域、組織、またはその代理として、またはその利益のために行う、投資、口座開設、取引の実行または促進を防止するための、顧客、取引、金融商品および特定の取引相手の審査が含まれています。また、この対応方針には、口座/取引の凍結、拒否、報告、少なくとも 5 年間の必要な記録の保存、制裁プログラムへの対応への責任を持つコンプライアンス担当役員の任命、および制裁プログラムに関する役職員向けの研修やトレーニングに関する事項も含まれています。

投資対象となる金融商品は、ポートフォリオでの取得が検討される時点の他、定期的に、制裁プログラムの遵守状況について審査されます。また、制裁プログラムの対象となる主体が発行する金融商品への既存の投資については、当該金融商品に対する現在の投資ポジションの増減時および制裁プログラムの条件の改訂時に、当該金融商品への投資が許容されるための条件を遵守しているかについての審査が実施されます。また、FT は契約締結時およびその後の定期的な審査を含む、制裁プログラムおよびマネー・ローンダリング防止法の準拠に関する審査手順を策定しています。このような手順には、必要とされる場合、

最終受益者に対する審査も含まれます。FT は、現在、制裁プログラムに違反するいかなる法域にも物理的な拠点を有しておらず、またその予定もありません。また、FT は、制裁プログラムに違反する取引を、故意に実行、実施、または促進することはありません。

本声明に関するご質問は、お近くのフランクリン・テンプルトン担当者または事務所までお寄せください。